

社会福祉法人阿部睦会
共楽荘特養ホーム運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人阿部睦会（以下「法人」という。）が経営する共楽荘特養ホーム（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、サービスの円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、ご入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し必要な援助をおこなう。
- 2 施設は、ご入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供する。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービス事業者との密接な連携に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 共楽荘特養ホーム
- (2) 所在地 横須賀市衣笠栄町4丁目14番

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設には次の従業者を置く。

- (1) 管理者(施設長) 1名

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

- (2) 医師 1名以上

ご入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

- (3) 生活相談員 2名以上

ご入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (4) 看護職員 4名以上

医師の診療補助及び医師の指示を受けてご入居者の看護、施設の保健衛生業務に

従事する。

(5) 介護職員 46名以上

ご入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上

ご入居者に提供する食事の管理、ご入居者の栄養指導に従事する。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

ご入居者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 2名以上

施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(9) 事務員及び調理員等は、サービスに必要な人員を置く。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(施設の定員)

第5条 施設の定員は137名とする。

(ご入居者に対するサービスの内容)

第6条 サービスの内容は、次のとおりとする。

入浴、排泄、食事の介護、口腔衛生の管理、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話、機能回復訓練、健康管理及び療養上の世話、教養娯楽設備の提供、クラブ活動、レクリエーション行事の管理、行政手続上の代行、「共楽荘特養ホーム預り金等取扱要綱」に従って行うご入居者の貴重品の管理。

(ご入居者の利用料その他の費用の支払い)

第7条 ご入居者は、要介護度に応じ前条のサービスを受けたときは、別表に基づく以下の利用料を施設に支払うものとする。

(1) 介護報酬告示の額から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の介護保険負担割合証に示された利用者負担の割合)

(2) 居住費・食費の自己負担額

(3) 次に定めるサービスについては、その他費用とし、ご入居者の希望により別表に基づき施設に支払うものとする。

イ 財産保全(出納管理)費

ロ 日常生活費(誕生会行事食、季節行事食、おやつ)

ハ 理美容サービス費

ニ 個人所有の家電製品電気代

ホ 医療費(診療、薬代)

へ あじさいの会 会費(1年分)

ト 日用品費

チ 教養娯楽費

- 2 前項の支払いを受ける場合は、ご入居者及びその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、ご入居者又は家族の同意を受けるものとする。
- 3 利用料その他の費用は、1ヶ月毎に計算し、ご入居者は翌月23日までに施設が指定する方法で支払うものとする。
- 4 1ヶ月に満たない期間のサービスに対する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 ご入居者が施設利用に当たっては、次に該当する行為はしないよう留意すること。

- (1) 施設敷地内（建築内を含む）における喫煙
- (2) 職員又は他のご入居者に対し、迷惑を及ぼすような行為
- (3) 施設内での営利活動
- (4) その他決められた以外の物の持ち込み

(秘密保持)

第9条 施設の職員は、業務上知り得たご入居者又はその家族に関する秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得たご入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との誓約書に定めるものとする。
- 3 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 4 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(事故防止等)

第10条 施設は、事故防止に努めるとともに、事故が発生したときは「共楽荘事故防止（再発防止）に関する指針」により対応するものとする。

(損害賠償)

第11条 ご入居者に対するサービスの提供により、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第12条 サービスに使用する備品等を清潔に保持し定期的な消毒を施すなど常に衛生

管理に十分留意するものとする。

- 2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努め、感染症発生とまん延防止のための措置を構じる。

(緊急時等における対処方法)

第 13 条 サービスの提供中に、ご入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び医師或又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

- 2 施設は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

- 3 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、職員はご入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認し、災害時には避難の指揮をとる。

- 2 施設は、非常災害に備え「防災訓練実施計画」を作成し定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 15 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束)

第 16 条 施設はご入居者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きを次のように定める。

- (1) ご入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ず身体拘束等を実施する場合には、「身体的拘束等適正化検討委員会」において定めた手続きに基づくものとする。
- (2) 身体的拘束等を行う際は、ご入居者又は家族に対し、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束時間・期間等を詳細に説明し、十分な理解を得たうえで行う。

(3) 身体的拘束等を行う場合、その態様、時間、その際のご入居者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を別に定める書類に記録する。なお、緊急やむを得ない場合に該当しなくなったときは直ちに解除する。

(協力医療機関等)

第 17 条 施設は、ご入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- (1) ご入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) ご入居者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められたご入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、ご入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、ご入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該ご入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。
- 7 施設は、協力医療機関として総合病院衣笠病院、共楽荘診療所を定め、協力歯科医療機関として原歯科医院を定める。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、ご入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ご入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第 19 条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、ご入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（苦情処理）

第 20 条 施設は、提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

- 2 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 3 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

（その他運営についての重要事項）

第 21 条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時 2 ヶ月以内に 1 回
- (2) 継続研修 年 12 回

2 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため

の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(その他)

第22条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人の代表者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年1月1日から施行する。(第4条 定員の変更)

この規程は、平成13年6月1日から施行する。(第3条 職員数の変更)

この規程は、平成13年11月1日から施行する。(第3条 職員数の変更)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。(第6条第2項 別表の改正)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(第4条の文言の変更、第6条の食費・居住費の追加及び別表の変更)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。(第3条職員数の変更、第6条第4項支払期日の変更、第7条文言の変更、第13条研修回数の変更)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第3条職員数の変更、第6条第4項支払期日の変更、別表の改正)

この規程は、平成25年5月1日から施行する。(第6条第1項 別表の改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(第6条第1項 別表の改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(第6条第1項 別表の改正)

この規程は、平成27年8月1日から施行する。(第6条第1項 負担割合の改正、別表の改正)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。(第6条第1項 別表の改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(第6条第1項 別表の改正)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。(全面改訂)

この規程は、令和元年9月10日から施行する。(全面改訂)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(第6条第1項 別表の改正)

この規程は、令和3年8月1日から施行する。(第6条、第9条の追加、第14条の改正、第15条の追加、別表の改正、その他文言修正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(第3条職員数の変更)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。(第6条第1項 別表の改正)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。(第6条第1項 別表の改正、第15条

虐待防止のための措置に関する事項の文言の変更)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(第4条職員の職種、員数の変更、第6条第1項 別表の改正、第16条 身体拘束について条文として記載、第17条 協力医療機関等の追加、第18条 業務継続計画の策定等の追加、第19条 ご入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等の追加、第20条 苦情処理について条文として記載、第21条 その他運営についての重要事項に2項、3項を追加)

この規程は、令和6年9月11日から施行する。別表(その他費用)の改定

共楽荘特養ホーム料金表

別表 料金表

令和6年6月1日改定（※居住費令和6年8月1日改定）

※自己負担額については、小数点以下によって多少誤差が生じることがあります。

<地域区分>4級地 1単位=10.54円

<介護福祉施設サービス費(従来型個室・多床室)>

ご入居者の 要介護度	単位	1日当たりの負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	589単位/日	621円	1,242円	1,862円
要介護2	659単位/日	695円	1,389円	2,084円
要介護3	732単位/日	772円	1,543円	2,315円
要介護4	802単位/日	845円	1,691円	2,536円
要介護5	871単位/日	918円	1,836円	2,754円

ご入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

また上記介護福祉施設サービス費のほかに、下記各種加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

<各種加算>

令和6年6月1日改定

NO.	加算名	単位数	利用料金 (×10.54円)	自己負担額		
				1割	2割	3割
1	日常生活継続支援加算	36単位/日	379円	38円	76円	114円
2	看護体制加算(I)	4単位/日	42円	4円	8円	13円
3	若年性認知症入所者受入加算★	120単位/日	1,265円	126円	253円	379円
4	精神科医療養指導加算	5単位/日	53円	5円	11円	16円
5	外泊時費用加算(1月6日を限度)★	246単位/日	2,593円	259円	519円	778円
6	初期加算(30日分)★	30単位/日	316円	32円	63円	95円

7	協力医療機関連携加算(1)	100単位/月	1,054円	105円	211円	316円
8	口腔衛生管理加算(Ⅱ)★	110単位/月	1,159円	116円	232円	348円
9	療養食加算(1日に3回を限度)★	6単位/回	63円	6円	13円	19円
10	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	527円	53円	105円	158円
11	安全対策体制加算(初日のみ)★	20単位/日	211円	21円	42円	63円
12	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	1,054円	105円	211円	316円
13	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	14.0%				

★印の加算はご利用者毎の加算となります。

※協力医療機関連携加算(1)は令和7年4月1日以降は50単位/月とする。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は令和6年6月1日からとする。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は「介護福祉施設サービス費(従来型個室・多床室)」と「各種加算 NO.1~12」の合計単位数に掛けるものとする。

<居住費・食費> (日 額)

令和6年8月1日改定

対象者		区分 利用者負担	居住費		食費		
			多床室	従来型 個室			
生活保護受給の方		段階 1	0 円	380円	300円		
世帯全員 が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の 方			(320円)			
	市町村民税非課税か つ本人年金収入等8 0万円以下の方			430円		480円	390円
	非課税かつ本人年金 収入等が80万円超1 20万円以下			(370円)		(420円)	
		段階 3 ①	430円	880円	650円		
非課税かつ本人年金 収入等が120万円超	(370円)	(820円)					
	段階 3 ②	430円	880円	1,360円			
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税	(370円)	(820円)					
	段階 4	1,100円	2,200円	1,910円			

※()内料金は令和6年7月31日までとする。

<その他費用>

財産保全(出納管理)費		月額	1,080 円
日常生活費	誕生会行事食	1 回	1,080 円
	季節行事食	1 回	1,080 円
	おやつ代	1 回	216 円
理美容サービス費		—	実費
個人所有の家電製品電気代		月額	110 円
医療費(診療、薬代)		実費	
あじさいの会 会費 (1年分)		4,800 円	
日用品費		個人購入 (実費)	
教養娯楽費		本人希望のもの (実費)	